

答 申 第 5 7 号
令和元年 9 月 25 日

青森県公安委員会 御中

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 竹 本 真 紀

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成31年2月19日付け青公委第176号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

D V相談に係る対応マニュアル等に係る一部開示決定処分に対する審査請求に
ついての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県警察本部長（以下「実施機関」という。）は、一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）において不開示とした部分のうち、別表 3 に掲げる情報については開示すべきであるが、その余の部分を開示としたことは妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

審査請求人は、平成 30 年 11 月 30 日、実施機関に対して、青森県情報公開条例（平成 11 年 12 月青森県条例第 55 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、次の文書について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (1) 配偶者間暴力（DV）相談に係る対応マニュアルで、青森県警察が平成 25 年 6 月に使用していたもの
- (2) 配偶者間暴力の被害防止交渉に係る対応マニュアルで、青森県警察が平成 26 年 5 月に使用していたもの
- (3) 上記(1)、(2)に類する一切の文書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求の対象として、次に掲げる行政文書を特定した上で、その一部が不開示情報に該当する又は文書を保有していないとして本件処分を行い、平成 31 年 1 月 8 日、審査請求人に通知した。

なお、特定した文書別の開示・不開示の判断は別表 1 のとおりであり、このうち、一部開示とした文書の不開示部分及び不開示とした根拠条文は別表 2 のとおりである。

- (1) 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案の手引き①～基礎知識・書類作成要領～（平成 25 年 5 月）（以下「本件行政文書 1」という。）
- (2) 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案の手引き③～DV 事件捜査要領～（平成 25 年 6 月）（以下「本件行政文書 2」という。）

- (3) 配偶者暴力事案及びストーカー事案に係る住民基本台帳閲覧制限等について（平成 16 年 6 月 23 日付け青警本生企第 391 号）（以下「本件行政文書 3」という。）
- (4) 配偶者暴力事案及びストーカー事案の被害者に係る住民基本台帳閲覧制限等の運用について（平成 18 年 10 月 24 日付け青警本生企第 1410 号）（以下「本件行政文書 4」という。）
- (5) 警察署において相談を受けたストーカー事案等への的確な対応について（平成 18 年 12 月 28 日付け青警本生企第 1651 号）（以下「本件行政文書 5」という。）
- (6) 配偶者からの暴力相談対応票の改正等について（平成 19 年 12 月 28 日付け青警本生企第 735 号）（以下「本件行政文書 6」という。）
- (7) ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の被害者に係る行方不明者発見活動について（平成 22 年 3 月 26 日付け青警本生企第 172 号）（以下「本件行政文書 7」という。）
- (8) 男女間トラブルに起因する相談事案への対応について（平成 22 年 4 月 21 日付け青警本生企第 196 号）（以下「本件行政文書 8」という。）
- (9) 男女間のトラブルに関する相談等への対応について（平成 22 年 4 月 28 日付け青警本生企第 253 号）（以下「本件行政文書 9」という。）
- (10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の概要及び運用上の留意事項について（平成 22 年 12 月 27 日付け青警本生企第 717 号）（以下「本件行政文書 10」という。）
- (11) 被害者やその親族に危害が及ぶおそれのある男女間トラブル事案への迅速かつ的確な対応について（平成 24 年 3 月 19 日付け青警本生企第 127 号）（以下「本件行政文書 11」という。）
- (12) 被害者やその親族に危害が及ぶおそれのある男女間トラブル事案への対応上の留意事項について（平成 24 年 3 月 19 日付け青警本生企第 128 号）（以下「本件行政文書 12」という。）
- (13) 配偶者暴力事案、ストーカー事案及び児童虐待事案等の被害者に係る住民基本台帳閲覧制限等に係る支援措置の運用について（通達）（平成 24 年 9 月 28 日付け青警本生企第 600 号）（以下「本件行政文書 13」という。）
- (14) 配偶者からの暴力相談等に際して作成する書面等の制定について（平成 25 年 1 月 24 日付け青警本生企第 23 号）（以下「本件行政文書 14」という。）
- (15) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の保護命令に係る適切な対応等について（平成 25 年 1 月 24 日付け青警本生企第 24 号）（以下「本件行政文書 15」という。）
- (16) 男女間トラブルに関する相談等の管理の徹底について（平成 25 年 1 月 24 日付け青警本生企第 25 号）（以下「本件行政文書 16」という。）
- (17) 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る被害者の意思決定支援手続きの実施について（平成 25 年 2 月 22 日付け青警本生企第 87 号）（以下「本件行政文書 17」という。）

- (18) 男女間トラブルに関する相談等の管理の徹底に当たっての留意事項について（平成 25 年 6 月 19 日付け青警本生企第 330 号）（以下「本件行政文書 18」という。）
- (19) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の公布について（平成 25 年 7 月 9 日付け青警本生企第 364 号）（以下「本件行政文書 19」という。）
- (20) 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への迅速かつ的確な対応の徹底について（平成 25 年 12 月 17 日付け青警本生企第 610 号）（以下「本件行政文書 20」という。）
- (21) 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への対応上の留意事項について（平成 25 年 12 月 17 日付け青警本生企第 611 号）（以下「本件行政文書 21」という。）
- (22) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等の運用上の留意事項について（平成 26 年 1 月 15 日付け青警本生企第 643 号）（以下「本件行政文書 22」という。）
- (23) 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案における関係機関等との連携体制の確保について（平成 26 年 5 月 2 日付け青警本生企第 93 号）（以下「本件行政文書 23」という。）

3 審査請求

審査請求人は、平成 31 年 1 月 19 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、全部開示するよう求めるというものである。

2 審査請求の理由及び主張

審査請求書、反論書及び令和元年 8 月 13 日付け当審査会あて提出書面（以下「審査請求人追加提出書面」という。）における審査請求の理由及び主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書における審査請求の理由

すでに一般公開されているのに一部不開示となった文書があった。またページ数を誤魔化し開示したように見せかけて一部隠蔽された文書があった。原則開示の情報公開制度において不開示とする必要がない部分まで黒塗りとなっていた。

(2) 反論書における主張

ア 総論

実施機関が正しくないDVの取扱いをしていることを確認するために開示請求したのに、わざわざ不開示とするほどではないと思われる部分まで過剰なまでに黒塗りされており、確認のしようがない。

イ 本件行政文書2について

実施機関は、男性が自分の子どもに会いたいと思う気持ちをDVだと考えているようだが、これは性差別であり社会に重大な偏見を作り出している。当該文書は差別意識に基づいて作成されており、そのゆがんだ実態を国民がチェックしなければならない。

ウ 本件行政文書10について

他の都道府県警察の中には、不開示部分に記載されていると思われる情報の一部を公開しているところがある。青森県特有の事情により開示できないのであれば、その理由を明らかにすべきである。

エ 本件行政文書14について

不開示とされた情報の一部は、過去に私が開示請求をした際には開示されている。条例が改正されたわけでもないのに、不開示としても仕方がないのではないか。

また、公共安全に関わることならば、むしろ開示して防犯に役立てるべきである。

オ 本件行政文書21について

他の都道府県警察の中には、不開示部分に記載されていると思われる情報の一部を公開しているところがあるが、これにより警察業務に支障が生じたことはない。

カ 本件行政文書22について

他の都道府県警察の中には、不開示部分に記載されていると思われる情報の一部を公開しているところがある。

キ その他の主張

本件行政文書2の表紙に書いてある「子どもに会わせろ」という言葉がDVであるならば、「子どもに会わせないような親」もまたDV加害者であるはずだ。男性ならDV加害者であり、女性ならDV被害者であるという誤った認識に基づいて作成された公文書は破棄すべきである。

また、法の不知は許されないことからすると、法律と同等に運用されている通達について、警察は隠蔽すべきではない。

(3) 審査請求人追加提出書面における主張

ア 条例第7条第7号該当性について

本件行政文書21は、青森県警察本部のウェブサーバーに格納されており、インターネット上で検索及び閲覧が可能である。

実施機関の主張どおり、開示すると警察活動に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるのであれば、検索可能となっている期間中、警察活動に支障が生じていたはずであるが、そのような事実を示す証拠はない。

したがって、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるという主張は、実施機関による推測・憶測・いらぬ心配に過ぎず、因果関係を認めることはできない。

イ 条例第7条第5号該当性について

不開示部分に記載されていると思われる情報の一部を公開している都道府県警察が存在する中で、実施機関が不開示としていることについて合理的な理由がない。

また、擬律判断及び被害者保護に関わる情報であるとして不開示としている部分については、個別の被害記録が書き込まれている状態であればこれに該当すると思われるものの、そうでなければ条例第7条第5号に該当しない。

ウ 条例第9条の規定による裁量的開示について

擬律判断の内容を国民が知ることができないとはどういうことか。

法律にも明記されていないことなのに、警察は、被害や加害の基準を非公開のうちに決めている。これは、被害者や加害者を作り上げるためだけの基準であると言わざるを得ない。

警察官の勝手な擬律判断で、加害者・被害者ともに思いもよらぬ展開で困惑することになる可能性もあり、擬律判断に係る情報を不開示とすることは著しく公益に反する。

したがって、擬律判断に係る情報について国民的議論が必要なので、条例第9条の規定による裁量的開示が必要である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、一部開示決定通知書、弁明書、再弁明書、令和元年7月17日付け当審査会あて提出書面(以下「実施機関追加提出書面」という。)及び当審査会が実施機関に確認したところによると、おおむね次のとおりである。

1 別表2の整理番号①から④までの情報の不開示情報該当性

(1) 条例第7条第5号該当性

いわゆる捜査要領マニュアルであり、事件の擬律判断に係る情報、被害者保護に関する情報が記載されていることから、開示することにより、加害者が罪を免れることとなったり、被害者の安全を確保することが困難になるなど、捜査に多大な支障を及ぼすことになる。

(2) 条例第7条第7号該当性

警察で配偶者暴力に係る相談を受けた際の対応要領、保護命令発令に係る具体的措置等についても記載されており、開示することにより、被害者や親族のみならず、裁判所等関係機関との信頼関係が崩壊することになり、警察におけるDV事案への対応等に支障を及ぼすおそれがある。

2 別表2の整理番号⑤の情報の不開示情報該当性

(1) 条例第7条第5号該当性

捜査の擬律判断に係る部分であり、開示することにより公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

(2) 条例第7条第7号該当性

被害者対応において注意を要する部分であり、開示することにより警察活動に支障を及ぼすおそれがある。

3 別表2の整理番号⑦の情報の条例第7条第5号及び同条第7号該当性

DV相談関係書類の様式、管理方法等に関する記載であるが、事案の措置状況、保護命令、引継ぎに係る情報等捜査の判断基準や警察における措置等の重要事項が記載されており、開示することにより公共安全維持及び警察の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

4 別表2の整理番号⑧及び⑨の情報の条例第7条第7号該当性

被害者の保護対策に関する情報や警察における処理方針等が記載されているため、開示することにより警察の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

なお、審査請求人による平成26年1月17日付け保有個人情報開示請求に対しては、整理番号⑧の情報を開示したが、現在は、当該情報は条例第7条第7号に該当すると判断しているものである。

5 別表2の整理番号⑩及び⑪の情報の条例第7条第5号及び同条第7号該当性

DV相談関係書類の記載要領であり、事件の擬律判断や被害者の保護に関する情報、警察における処理方針等の記載方法が例示を挙げて記載されているため、開示することにより公共安全維持及び警察の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

6 別表2の整理番号⑫の情報の条例第7条第7号該当性

裁判所に対する書面提出や裁判所からの保護命令通知等に係る警察及び裁判所の事務に関する情報であり、開示することにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

7 別表2の整理番号⑬の情報の不開示情報該当性

(1) 条例第7条第5号該当性

事件の擬律判断や被害者保護の具体的な要領についての情報であり、開示することにより捜査に多大な支障を及ぼすおそれがある。

(2) 条例第7条第7号該当性

事件捜査における捜査幹部や捜査主管課の役割等について具体的に記載していることから、開示することにより警察の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

8 別表2の整理番号⑭の情報の条例第7条第5号及び同条第7号該当性

事件の擬律判断に係る項目（犯罪該当性）や幹部指揮に関する事項（チェック表、受理簿関係）であり、開示することにより公共安全維持及び警察の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

9 別表2の整理番号⑮の情報の条例第7条第5号及び同条第7号該当性

警察組織としての事件化等判断材料となる重要事項であり、開示することにより公共安全維持及び警察の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

10 別表2の整理番号⑯の情報の条例第7条第7号該当性

対象文書は、他県警に波及する事案の連絡文書の様式であり、加害者情報、被害者保護対策の実施内容及び措置に関して、対応に間隙や齟齬を生じさせない目的で記載

する項目に関する情報が含まれていることから、開示することにより全国の警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある

11 別表2の整理番号㉔の情報の不開示情報該当性

(1) 条例第7条第5号該当性

被害者が自ら被害を防止するための具体的措置が記載されており、これを開示することで加害者の妨害活動を受け、被害者を危険に晒す危険性があるとともに、加害者による違法行為の立証が困難となり、治安維持に支障を及ぼす。

(2) 条例第7条第7号該当性

警察における被害者保護対策の具体的内容を公開することは、逆に被害者に不安を与え、信頼関係を築くことが困難になる等、警察活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

12 別表2の整理番号㉕及び㉖の情報の条例第7条第7号該当性

加害者に関する調査項目、事件の擬律判断、被害者の保護に関する情報や警察における処理方針等が記載されているため、開示することで警察の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

13 別表2の整理番号⑥、⑩、⑰、⑱及び㉓の情報の条例第7条第7号該当性

担当連絡先警電番号であり、公にすることで、事件の対象者等から、特定の内線番号へ集中的に電話がなされるなどした場合、警察業務に支障が生じるおそれがある。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方及び判断の対象範囲について

(1) 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が不開示としたことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

(2) 判断の対象範囲について

審査請求人は、審査請求書において、本件処分を取り消し、全部開示するよう求めているが、不存在により不開示とした文書については特段の主張をしていない。したがって、当審査会は不存在により不開示とした文書以外の不開示情報該当性について検討する。

2 条例第7条第7号該当性について

実施機関は、別表2に掲げる情報のすべてが条例第7条第7号に該当すると主張しているため、以下、当該情報の条例第7条第7号該当性について検討する。

なお、実施機関は、実施機関追加提出書面において不開示理由を追加しているが、当審査会は、審査請求人に対して実施機関追加提出書面の写しを送付するとともに、追加された不開示理由について反論の機会を与えている。そのため、追加された不開示理由を含めて本件審査請求の審査を行ったものである。

(1) 実施機関が条例第7条第7号に該当するとして不開示とした情報は、その内容から、次の類型に区分することができるため、検討は、これらの区分に従って整理した各情報について行う。

ア 別表2の整理番号①、④及び⑬のDV事件捜査に係る情報（以下「本件不開示情報1」という。）

イ 別表2の整理番号②、③、⑤、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑭、⑮、⑱、⑳、㉑及び㉒のDV被害者等の相談対応及び保護対策に係る情報（以下「本件不開示情報2」という。）

ウ 別表2の整理番号⑥、⑯、⑰、⑲及び㉓の担当連絡先警電番号（以下「本件不開示情報3」という。）

(2) 条例第7条第7号の趣旨

ア 条例第7条第7号は、県、国の機関等が行う事務又は事業であって、当該事務又は事業の性質上、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報とし、同号イからホまでを掲げている。

イ これらは、各機関に共通的にみられる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、開示することによって、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。

ウ 本号に該当する情報には、これらの事務又は事業のほかにも、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、同種のもので反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示

すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものも含まれる。

エ なお、ここでいう「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものである。

(3) 条例第7条第7号該当性

ア 本件不開示情報1について

(ア) 当審査会が見分したところ、本件不開示情報1は、DV事件の捜査手法や捜査に係る留意事項に関する情報であり、事件化の判断基準、捜査幹部及び担当課の役割分担、関係書面の記載例を含めその詳細が記載されていることが認められた。

(イ) これらが開示されて、仮にDV事件を企図する者等が当該情報を入手した場合には、捜査手法等を知ることにより、それを逆手に取った偽装工作、証拠隠滅等が可能となり、犯行の手口が巧妙化するおそれがあることを否定できないため、警察活動に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

イ 本件不開示情報2のうち別表2の整理番号⑱以外の情報について

(ア) 当審査会が見分したところ、当該情報は、DV被害者等の相談対応及び保護対策に関する情報であり、DV相談受付時の対応や留意事項、保護命令発令時の警察の対応、加害者に対する措置、被害者保護に関する具体的支援に係る情報が含まれていることが認められた。

(イ) これらが開示されると、DV加害者が、開示された情報を基にDV被害者の被害を避けるための行動を妨害したり、警察のDV被害者の保護業務を妨害したりするおそれがあることを否定できないため、警察活動に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ウ 本件不開示情報2のうち別表2の整理番号⑳の情報について

(ア) 当審査会が、上記第3の2の(3)のアの審査請求人の主張について確認したところ、本件行政文書21が、担当連絡先警電番号(別表2の整理番号⑰の情報)、「非公表」(青森県警察の訓令及び通達の公表要領に基づく公表を行わないことを示す表記)などの一部の情報を伏せた上で青森県警察本部のウェブサーバーに格納され、インターネット上で検索及び閲覧が可能な状態となっていることが認められた。

(イ) 実施機関は、当該事実に係る経緯等は不明であると説明するが、当審査会が確認した上記(ア)の状況を踏まえると、実施機関が、担当連絡先警電番号などの一

部情報以外は不開示情報に該当しないと判断した上で、ウェブサーバーに格納していたものと判断せざるを得ない。

- (ウ) 上記(ア)のとおり、当該情報は既に公となっているものであり、開示しても警察活動における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはないため、条例第7条第7号に該当せず、他の不開示情報のいずれにも該当しないため、開示すべきである。

エ 本件不開示情報3について

- (ア) 本件不開示情報3は担当連絡先警電番号である。

警察電話は、本来的に機密性が要求される警察業務の特殊性から、内部での利用を目的として設置された警察独自の情報通信網の一つであり、通常業務における連絡はもとより、犯罪、災害、事故等の突発的な事案等あらゆる警察事象に即応するため、その通信の正常かつ能率的な運営を確保する必要がある。

- (イ) 警電番号を開示することにより、警察に対して反発や反感を抱いている者から業務妨害又は抗議等の発信が行われ、これに対応するために業務が停滞する等、警察電話による通信の正常かつ能率的な運営に影響が及び、通常業務における連絡や突発的な事案への対応等、警察活動に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

オ 以上から、本件不開示情報1から4までのうち、別表2の整理番号⑱以外の情報は、条例第7条第7号に該当する。

なお、実施機関は別表2の整理番号①、②、③、④、⑤、⑦、⑩、⑪、⑬、⑭、⑮及び⑳の情報の同条第5号該当性についても主張しているが、同条第7号に該当すると認められる以上、同条第5号該当性については判断するまでもない。

3 条例第9条の規定による裁量的開示について

審査請求人は、審査請求人追加提出書面において、条例第9条の規定による裁量的開示について主張しているため、同条該当性について検討する

(1) 条例第9条の趣旨

ア 条例第9条は、公益上の理由による裁量的開示について、「実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（第7条第1号又は第2号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。」と規定している。

イ 条例第7条各号に定める不開示情報については、基本的に開示してはならないものであるが、このような不開示情報であっても、個々の事例における特殊な事

情によっては、開示することの利益が開示とすることの利益に優越すると認められる場合があり得ることを否定できないため、不開示情報であっても、実施機関の高度な行政的判断により裁量的に開示することができることとしたものである。

(2) 条例第9条該当性

しかしながら、本件における不開示部分については、これらを開示することにより保護すべき利益を犠牲にしてまで審査請求人に開示すべき特段の必要性があるとは認められない。よって、実施機関が裁量的開示を行わなかったことについて、裁量権の逸脱、濫用は認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 結論

以上のとおり、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別表1 特定した文書別の開示・不開示の判断

対象文書	文書別の開示・不開示の判断
本件行政文書 1	不開示（不存在）
本件行政文書 2	一部開示
本件行政文書 3	不開示（不存在）
本件行政文書 4	不開示（不存在）
本件行政文書 5	不開示（不存在）
本件行政文書 6	不開示（不存在）
本件行政文書 7	不開示（不存在）
本件行政文書 8	不開示（不存在）
本件行政文書 9	全部開示
本件行政文書 10	一部開示
本件行政文書 11	全部開示
本件行政文書 12	不開示（不存在）
本件行政文書 13	全部開示
本件行政文書 14	一部開示
本件行政文書 15	一部開示
本件行政文書 16	一部開示
本件行政文書 17	不開示（不存在）
本件行政文書 18	不開示（不存在）
本件行政文書 19	不開示（不存在）
本件行政文書 20	一部開示
本件行政文書 21	一部開示
本件行政文書 22	一部開示
本件行政文書 23	一部開示

別表2 一部開示とした文書の不開示部分及び不開示とした根拠条文

	頁	不開示部分	不開示とした 根拠条文	整理 番号
本件行政 文書 2	目次	DVに対する事件捜査要領に係る目次の一部	条例第7条第5号 及び第7号該当	①
	5	保護命令の対象となる配偶者からの暴力事案の条件 に係る記述の一部	同上	②
	6	保護命令発令に係る具体的措置に係る記述の一部	同上	③
	12～19	DVに対する事件捜査要領の一部	同上	④
本件行政 文書 10	8	援助の申出の相当性の判断に係る記述の一部	同上	⑤
	13	担当連絡先警電番号	条例第7条第7号 該当	⑥
本件行政 文書 14	2 ～ 3、9	相談関係書類の管理方法等に関する記述の一部及び 関係様式	条例第7条第5号 及び第7号該当	⑦
	5	配偶者からの暴力相談（受理時用）要旨別紙様式中、 「相談等に対して執った措置」欄記載内容	条例第7条第7号 該当	⑧
	7	配偶者からの暴力相談（処理用）要旨別紙様式中、「処 理区分」欄及び「処理に伴う結果欄」記載内容	同上	⑨
	10～13	「配偶者からの暴力相談（受理時用）要旨別紙」の記 載要領の一部	条例第7条第5号 及び第7号該当	⑩
	14	「配偶者からの暴力相談（処理用）要旨別紙」の記載 要領の一部	同上	⑪
本件行政 文書 15	2～3 9～11	裁判所への提出書面に係る記述の一部及び関係様式	条例第7条第7号 該当	⑫
	3～8	保護命令違反事件捜査に当たっての留意事項に係る 記載の一部	条例第7条第5号 及び第7号該当	⑬
本件行政 文書 16	2 ～ 6、9	男女間トラブルに関する相談等の管理に係る、定義、 運用、本部報告、備え付ける簿冊等及び留意事項に係 る記述の一部並びに男女間トラブル相談チェック表 様式の一部並びに男女間トラブル相談受理簿様式	同上	⑭
	7	男女間トラブル相談要旨別紙様式の一部	同上	⑮
本件行政 文書 20	7	担当連絡先警電番号	条例第7条第7号 該当	⑯

	頁	不開示部分	不開示理由	整理 番号
本件行政 文書 21	5	担当連絡先警電番号	条例第7条第7号 該当	⑰
	9、13	恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案連絡票様 式中、「加害者」欄、「被害者（相談者）に指導教 示した事項」欄及び「措置した事項」欄記載内容並 びに別紙（措置経過）記載例	同上	⑱
本件行政 文書 22	1	担当連絡先警電番号	同上	⑲
	3	援助の対象に関する記述の一部	条例第7条第5号 及び第7号該当	㉓
	18～19	配偶者からの暴力相談（受理時用）要旨別紙様式 中、「加害者」欄記載内容の一部及び「相談等に対 して執った措置」欄記載内容	条例第7条第7号 該当	㉔
	21	配偶者からの暴力相談（処理用）要旨別紙様式中、 「処理区分」欄及び「処理に伴う結果欄」記載内容	同上	㉕
本件行政 文書 23	2	担当連絡先警電番号	同上	㉖

別表3 開示すべき部分

対象文書	開示すべき部分
本件行政文書 21	恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案連絡票様式及び別紙（経過措置）記載例における不開示部分

別記

審査会の処理経過の概要

年月日	処理内容
平成31年 2月21日	・実施機関からの諮問書を受理した。
平成31年 3月 1日	・実施機関からの弁明書を受理した。
平成31年 4月 1日	・審査請求人からの反論書を受理した。
平成31年 4月26日	・実施機関からの再弁明書を受理した。
令和元年 6月21日 (第100回審査会)	・審査を行った。
令和元年 6月27日	・実施機関に対して書面の提出要求を行った。
令和元年 7月17日	・実施機関追加提出書面を受理した。
令和元年 7月22日	・審査請求人に対して実施機関追加提出書面の写しを送付し、書面の提出要求を行った。
令和元年 7月26日 (第101回審査会)	・審査を行った。
令和元年 8月13日	・審査請求人追加提出書面を受理した。
令和元年 8月23日 (第102回審査会)	・審査を行った。
令和元年 9月20日 (第103回審査会)	・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏名	役職名等	備考
大矢 奈美	公立大学法人青森公立大学経営経済学部准教授	
加藤 徳子	消費生活アドバイザー	
河合 正雄	国立大学法人弘前大学人文社会科学部講師	
竹本 真紀	弁護士	会長
森 雄亮	弁護士	会長職務代理者

令和元年9月25日現在